



2024年7月12日

各位

上場会社名 株式会社 I Kホールディングス
代表者 代表取締役会長兼 CEO 飯田 裕
(コード番号 2722 東証スタンダード・名証 プレミア)
問合せ先責任者 常務取締役管理統括 高橋伸宜
(TEL. 052-380-0260)

募集新株予約権(有償ストック・オプション)の消滅に関するお知らせ

当社は、2021年9月24日開催の当社取締役会決議に基づき当社取締役及び従業員、当社子会社取締役並びに従業員に対して新株予約権(以下、「本新株予約権」という)を発行していましたが、本新株予約権のすべてが消滅することになりましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の名称	第3回新株予約権
(2) 取締役会発行決議日	2021年9月24日
(3) 割当日	2021年10月19日
(4) 割当対象者	当社取締役及び従業員、当社子会社取締役並びに従業員
(5) 新株予約権の権利行使期間	2024年8月1日～2029年7月31日
(6) 新株予約権の行使価格	1株当たり606円
(7) 発行した新株予約権の数(株数)	2,350個(235,000株)
(8) 消滅する新株予約権の数(株数)	2,350個(235,000株)
(9) 消滅後の新株予約権の数(株数)	0個(0株)

2. 新株予約権の消滅理由

2024年7月12日の当社決算書上の連結損益計算書の数値をもって、本新株予約権における発行要領所定の「新株予約権の内容」(6)の新株予約権の行使の条件①の行使条件を達成できなかったため、本新株予約権のすべてが消滅するものであります。

第3回新株予約権の要領

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、2022年5月期から2024年5月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書、以下同様)及び連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書、以下同様)から求められる調整後EBITDAが下記(a)または(b)に定める水準を超過した場合、それぞれに定められている割合(以下、「行使可能割合」という。ただし、1個未満の端数が生じる場合においては切り捨てるものとする)を上限として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 調整後EBITDAが1,350百万円を超過した場合：行使可能割合40%

(b) 調整後EBITDAが1,970百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、当該調整後EBITDAの計算においては【EBITDA(営業利益+償却費)±M&A関連費用±構

造改革費用(株式報酬費用含む)】とし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の消滅日

2024年7月12日

4. 本件による業績への影響は、本日公表の「2024年5月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に反映いたしております。

以上